

令和6年度地区懇談会（幌別西地区）会議次第

令和6年10月29日（火） 18時00分～ 市民会館中ホール

1. 開 会

2. 市民憲章唱和 裏表紙に掲載

3. 地区連合町内会長あいさつ

4. 市からの情報提供事項 説 明

（資料1）中央地区のまちづくりについて..... 1 ページ 総務部

（資料2）再生可能エネルギー発電事業と
地域との調和に関する条例策定に向けて..... 5 ページ

（資料3）し尿処理手数料
・浄化槽汚でい処分手数料の見直しについて..... 6 ページ

（資料4）のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業..... 7 ページ

（資料5）除雪作業にご理解とご協力を！..... 8 ページ

（資料6）道路・公園の異常の連絡について..... 9 ページ

（資料7）登別市立学校の統合について..... 10 ページ

（資料8）登別市消防庁舎の進捗について..... 11 ページ

5. 地区連合町内会が市と意見交換したい事項についての懇談

（1）登別市の水道においてのPFASの測定について..... 12 ページ 都市整備部

（2）幌別川中洲の樹木除去について..... 13 ページ 都市整備部

（3）ハザードマップについて..... 14 ページ 総務部

6. 市長5期目におけるまちづくりについて

7. 市長のまちづくり等に関する意見交換会について

8. 市長あいさつ

9. 閉 会（19時30分）

令和6年度地区懇談会資料

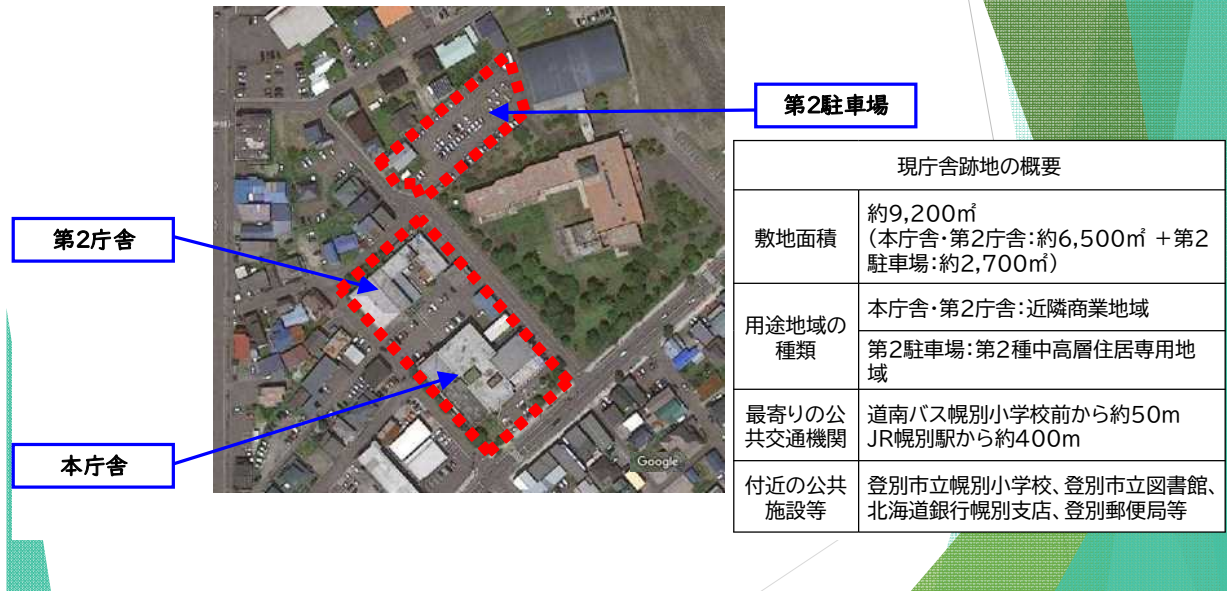
【現庁舎跡地を中心とした】 中央地区のまちづくりについて

登 別 市

Confidential



現庁舎跡地の概要



中央地区のまちづくり:これまでの経緯

登別市中央地区まちづくり協議会を設置
(令和4年11月～)

協議事項

- ① 現庁舎、アーニス周辺の環境整備
- ② 中心地にある商業施設の活性化
- ③ 現庁舎跡地の具体的な利活用方法

まちづくり協議会より提言書提出
(令和6年10月)

まちづくり協議会による提言書の概要

①現庁舎、アーニス周辺環境整備

- 中央地区と周辺地域を繋げるため、中央地区周辺における**地域交通の充実**を提言
- 地域におけるイベントの充実を図るため、**イベントスペースの拡充**を提言

②中心地にある商業施設の活性化

- 中央地区の活性化に繋げるため、中心地にある**商業施設（ショッピングセンターアーニス）内に市立図書館本館を移転**することを提言

まちづくり協議会による提言書の概要

③現庁舎跡地の具体的な利活用方法

- 飲食店等に経済効果を及ぼし、経済活性化に繋げるため、**宿泊施設**の誘致を提言
- 登別温泉の観光客を呼び込み、活性化に繋げるため、**観光客をターゲットとした施設**の誘致を提言
- 内外から親子連れを呼び込み、活性化に繋げるため、**子どもと親をターゲットとした施設**の誘致を提言

中央地区のまちづくり:今後の展開

まちづくり協議会の提言書の内容を踏まえ、
現庁舎跡地における民間事業の実現可能性を調査・検討



中央地区のまちづくりに関するプランをまとめた上で、
令和7年度中に現庁舎跡地利活用に関する方針を策定



現庁舎跡地で事業を行う事業者を公募
(令和8年度以降)

再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例の制定に向けて

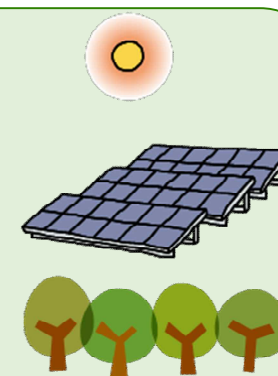
本市は、2050年までにCO2排出量の実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ』への挑戦を表明

目標

2030年までに対2013年度比で**48%の削減**
2050年までに**実質ゼロ**



- 再生可能エネルギーの利用は、脱炭素社会の実現を図る上で重要な要素であるため、本市も積極的に取り組んでいく必要があります。
- 一方で、発電事業に伴い、自然環境や景観、生活環境等への影響のほか、災害の発生が懸念されるため、観光都市という地域特性からも、そうした影響等の低減を図る必要があります。



このため、市内に一部、太陽光発電設備などの設置を抑制するエリアを設けるなど、環境や景観等に配慮した再生可能エネルギー発電設備の導入がなされるよう、条例の制定に向けて取組を進めています。

※条例の議案は、市議会定例会へ令和6年度中（令和7年3月まで）の提出を目指しています。

引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ
電話：0143-85-2958



し尿処理手数料・浄化槽汚でい処分手数料の見直しについて

●し尿処理手数料とは（現行：309 円/40 ヶ）

し尿の収集や処理に係る経費に対し、
くみ取り世帯にご負担いただいているもの

●浄化槽汚でい処分手数料とは（現行：37 円/40 ヶ）

浄化槽汚でいの処理に係る経費に対し、
浄化槽処理世帯にご負担いただいているもの

人件費や燃料費等の上昇により収集や処理に係る経費が増加傾向にある一方で、くみ取り世帯の減少により手数料収入が減少傾向にあるため、収支の差が広がっている状況にあります。
受益者負担の適正化を図るため、手数料の見直しを行います。

[改定案]

し尿処理手数料

550 円/40 ヶ （現行から 241 円/40 ヶの増）

浄化槽汚でい処分手数料

66 円/40 ヶ （現行から 29 円/40 ヶの増）

～ 次の日程で対象世帯の皆様を対象に説明会を開催します ～

開催場所	開催日時
登別市市民会館	1 回目：1 0 月 9 日 午後 2 時から
	2 回目：1 0 月 1 1 日 午後 6 時から
登別市環境交流センター ヌプル	1 回目：1 0 月 8 日 午後 2 時から
	2 回目：1 0 月 2 8 日 午後 6 時から
登別市鷺別コミュニティセンター	1 回目：1 0 月 1 0 日 午後 2 時から
	2 回目：1 0 月 1 0 日 午後 6 時から



登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

電話：0143-85-2958

みんなで作ろう ごみのないきれいなまち 資料4

～のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業～

市では、市民のみなさん（2名以上のグループ）に、身近にある道路や公園・広場、河川の里親になっていただき、ボランティアで清掃や草刈・花壇づくりなどを行うアダプトプログラム『のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業』を実施しております。

事業の流れ

担当者事前協議

里親届出

合意書締結

清掃用具提供

活動開始

年間活動報告

①里親を募集しています

きれいなまちづくりの第1歩は、私たちのまちを私たちの手できれいにすることから始まります。まちをきれいにし、心も体もフレッシュに！！を合言葉として『のぼりべつ・クリーン&フレッシュ事業』に参加する里親を募集しています。

アダプト（adapt）

英語で【～を養子にする】の意味で、公園や道路などの公共施設を子どもに見立て、市民や企業などが里親となり、わが子を育てるように世話（清掃・美化）をすることから命名されました。

②里親になるには

清掃・美化活動をしようと思う道路・公園・広場・河川について、市の窓口（土木・公園グループ）にご相談ください。
※2名以上のグループ（家族、町内会等、学校、商店、企業、各種団体）とします。

③お申し込み・お問い合わせは

都市整備部 土木・公園グループ 管理担当
TEL 0143-84-5751 FAX 0143-85-8286
E-mail : kanri@city.noboribetsu.lg.jp

「イメージキャラクター」





! 間口の雪処理にご協力ください。



当市の除雪は主に押し込みやかき分けによる方法で行っているため、道路を除雪した後、どうしても玄関先や車庫前に雪が残ってしまいます。この雪については、市民の皆様のご協力により、道路脇や敷地内での処理をお願いします。

! 道路に物を置かないでください。



車庫前の乗り入れ台や看板用のブロック等は除雪の支障となるばかりでなく、事故の原因にもなりますので、道路には絶対に置かないでください。

! 道路に雪を出さないでください。



除雪中や除雪後、道路脇にたまった雪や宅地内の雪を道路に出すことは除雪作業の妨げとなるだけでなく、デコボコ道をつくり、交通事故や道路障害を招く原因となります。宅地内の雪などは敷地内で処理するか、雪捨て場に運んでください。

! 除雪車に近づかないでください。



作業中の除雪車に近づくことは大変危険な行為です。特に、小さなお子さんのいらっしゃるご家庭は注意してください。

! 路上駐車はしないでください。



除雪の際に、路上に駐車車両があると、その道路の除雪を中断せざるを得ない場合があります。また、交通事故の原因となることもありますので、地域でお互いに注意しあい、路上駐車をなくしましょう。

※令和6年度より除雪管理システムを導入し、スマートフォンやPC等で除雪の出動状況を確認できるようになります。

除雪に関する
問い合わせ先

登別市 都市整備部 土木・公園グループ

TEL.(0143)85-3260(直通)

※土・日・祝日、夜間、年末年始TEL0143-85-2111(代表)



【登別市】道路・公園の異常の連絡について

道路、公園の異常を見つけたら、下記の連絡先からご連絡ください。

※緊急の場合は、電話にてご連絡をお願いします。

【連絡先】

連絡時間帯	異常箇所	電話番号	連絡フォーム QR コード スマートフォンなどで読み取って下さい。 
平日 昼間 (土木・公園G 直通)	道路	0143-85-3260	
	公園	0143-85-4115	
平日 夜間 土・日・祝日 (市役所 当直)	道路 公園	0143-85-2111	

【道路・公園の異常の例】

道路の穴	排水施設の損傷	道路の異常その他
		ガードレール・縁石・照明灯の不点灯など
公園柵の損傷	看板の損傷	公園の異常その他
		遊具の故障・公園灯の不点灯・公園トイレの故障など

登別市 都市整備部 土木・公園グループ

登別市立学校の統合について

1 幌別小学校・幌別東小学校（令和7年4月1日統合）



本年度は、令和7年4月の統合に向けて、1年を通じて両校の児童同士の交流事業を行っております。

また、幌別東小学校の回顧展が令和7年2月10日（月）～15日（土）（11日を除く）に、閉校記念式典・惜別の会が令和7年2月15日（土）に開催されます。

幌別東小学校で取り組んでいる「幌別駒おどり」は、統合後の幌別小学校でも引き続き取り組んでいきます。

2 幌別中学校・登別中学校（令和9年4月1日統合）



令和7年4月の新入生（幌別中学校・登別中学校）から、児童・生徒の投票で決めた「ジェンダーレス制服」に変わります。

登別中学校区からの通学はスクールバスを基本としますが、教育委員会においてバス事業者と調整を行い、PTAの皆様と意見交換を行い決定します。

また、登別中学校で取り組んでいる「熊舞」と「鬼みこし」は、統合後の幌別中学校でも取り組んでいくこととし、令和9年4月の統合に向けて、本年度に両校の教職員による協議会を立ち上げ、両校生徒の事前交流事業や教育課程のあり方などを検討していきます。

登別市消防庁舎の進捗について

問い合わせ 消防本部総務G 85-9611

令和3年度から新消防庁舎の建設事業を進めています。

令和4・5年度で建設工事を終了し、今年度は敷地の外構工事を行っており、令和7年4月の供用開始を予定しております。

○消防庁舎の概要

建設場所 登別市富岸町1丁目9番地8

主要施設 1階 車庫・大会議室 2階 職員仮眠室 3階 事務室

鉄筋コンクリート造地上3階一部5階建て 延べ面積2,804.37㎡

○消防庁舎大会議室のご利用について

新消防庁舎1階の大会議室（収容人員60名）は、消防署の活動以外にも、市民の皆様の防火・防災に関する研修会、救命講習等にご利用いただけます。

詳しくは問い合わせください。



○鷺別地区の消防体制について

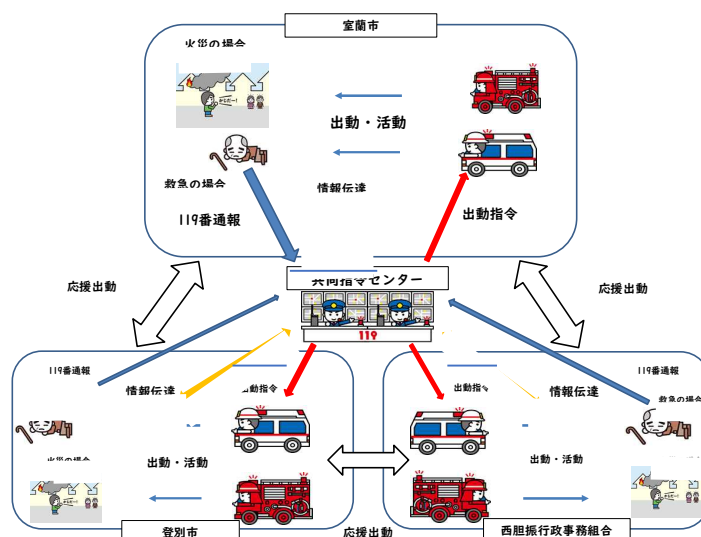
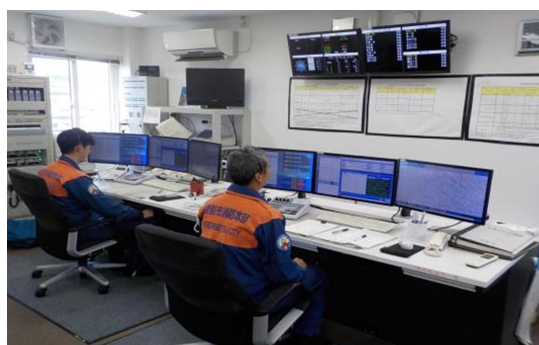
令和7年4月の新庁舎の供用開始をもって、消防署鷺別支署を消防署としては廃止しますが、引き続き、消防団車両を配置し、地域防災の要となる消防団鷺別分団の詰め所として運用してまいります。

消防通信指令業務の共同運用について

西胆振地域の3消防本部（登別市消防本部・室蘭市消防本部・西胆振行政事務組合消防本部）では、整備費や維持管理費の負担軽減等を目的に、119番通報の受付や消防車両等への出動指令を行う**消防通信指令業務**の共同運用を、令和8年2月の運用開始に向けて現在準備を進めています。

共同指令センターは、室蘭市消防総合庁舎内に設置しますが、市民の皆さんが119番通報された場合には、これまでと同じく登別市の消防車や救急車が出動します。

指令センターイメージ



幌別西地区連合町内会 10月29日（火）

課題番号1

件名：登別市の水道においてのPFASの測定について

【課題の内容】

現在、問題になっています有機フッ素化合物いわゆるPFASは、人工的に作り出された有毒な化合物で、自然界に放出されるとほとんど分解されず、生物に取り込まれると体内に蓄積しやすいと言われており、永遠の化学物質とも呼ばれております。このPFASは、フライパンや防水服等の日用品から、泡消化剤、半導体等幅広く利用されておりますので、地下への浸透や河川への流入等により飲料水に多大な影響を及ぼしているのではないかと懸念されるところであります。

このことから、登別市でもPFASに関する水道の測定を行っていると思いますが、その測定方法、測定値についてお知らせいただきたい。

なお測定方法については、具体的に次の事項について特にお願ひしたい。

- ①登別市が飲料水として取水している河川（札内地区の簡易水道も含めて）
- ②取水口と浄水場を通った跡の蛇口での測定
- ③室蘭市から供給を受けている水道（蛇口）

幌別西地区連合町内会 10月29日（火）	
課題番号2	件名：幌別川中洲の樹木除去について
【課題の内容（原文まま）】 同川増水時流された樹木が橋を塞ぎ、住宅街への逆流氾らんの恐れがあります。昨年浚渫の説明がありましたが、住民の不安が解消されていません。	

幌別西地区連合町内会 10月29日（火）

課題番号3 件名：ハザードマップについて

【課題の内容】

- ・防災マップは46ページあり、洪水・土砂災害ハザードマップは14ページもある。市民（高齢者が多い）は、読み込みも記憶も難しいため、避難に特化した簡単な資料がほしい。
- ・市民に配布するものについては、取りあえず避難をする場所・経路、持ち物で良いのではないか。
- ・避難所、避難場所、高台避難場所、避難ビル等、市民は用語をすぐに理解できないためわかりやすい表現を望みます。
- ・津波ハザードマップ14ページについて、市民会館、西陵中学校は地図上津波避難ビルに該当するが、津波時は避難可能か。
- ・望洋団地（26m）は高齢者が登るには厳しいため、13m地点にある企業の資材置き場のような場所を訓練時を含めて使用させていただきたい。

登別市民憲章

(昭和43年9月20日制定)

わたしたちは 古い歴史と美しい自然に
恵まれた登別の市民です

ここに わたしたちの心がまえを定めて
よりよいまちをつくることに努めます

一 心身をきたえよく働いて 活気あふれる
豊かなまちをつくりましょう

一 親切をつくし きまりを守って 明るく
住みよいまちをつくりましょう

一 自然を愛し 力をあわせて 緑と空気と
太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくり
ましょう

一 未来をつくる青少年の 健全な夢の育つ
まちをつくりましょう

一 教養をつみ 視野を広げて 平和で文化
のかおり高いまちをつくりましょう